

令和8年度大阪府教育委員会外国人児童生徒支援員募集案内

大阪府教育委員会

大阪府内（大阪市・堺市を除く。）の市町村立小中学校及び義務教育学校に関わる外国人児童生徒支援員を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす者に限ります。

- (1) 外国人児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒（以下「当該児童生徒」という。）に対する学習面・生活面のさまざまな支援に深い理解と見識を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条（最終頁参照）のいずれにも該当しない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- (4) 外国人児童生徒支援員として職務を遂行するために必要な熱意を有する者

2 勤務場所

府教育委員会の指定する市町村立小中学校及び義務教育学校（以下「配置校」という。）

※配置校の近隣の学校に編転入してきた当該児童生徒への支援のための出張が年間70回程度（週当たり1～2回）あります。（配置校設置市町村及び近隣市町村の小中学校・義務教育学校。以下「支援校」という。）

今回の追加募集に係る勤務場所は羽曳野市の配置校となります。

3 職務内容

- (1) 当該児童生徒が学校生活に慣れるよう支援
- (2) 当該児童生徒の保護者に対する相談対応
- (3) 当該児童生徒の学習の補助
- (4) 支援校へのお出張業務
- (5) 配置校及び支援校での支援記録の作成
- (6) 府教育委員会が定める連絡会への参加（年3回程度）
- (7) その他、配置校の学校長が必要と認める職務

4 募集予定者数

1名

5 応募の手続

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

あて先	〒540-8570 大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 進路支援グループ（住所なしで届きます）
受付期間	令和8年3月27日（金）から令和8年4月10日（金）まで（4月10日必着）
申込方法	必ず「 簡易書留 」で、 長形3号封筒（12cm×23.5cm） の表側に「 外国人児童生徒支援員選考申込 」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。
提出書類	① 令和8年度大阪府教育委員会外国人児童生徒支援員応募用紙（別紙様式） ② 返信用封筒1通（長形3号封筒（12cm×23.5cm）に 110円分の切手 を貼り、住所、名前を明記したもの） ※名前の後に「様」を記入してください。

6 選考日時・場所等

- (1) 日時、会場については別途通知します。
- (2) 選考方法
個人面接を実施します。(1人10分程度)
- (3) 選考基準(主な評価の観点)
 - ・当該児童生徒が学校生活を送る上での学習面・生活面でのさまざまな支援ができる。
 - ・多様性を認め合える資質を有し、教職員と良好なコミュニケーションを図りながら、支援を行うことができる。
 - ・困難な状況にある児童生徒に対して、粘り強く支援することができる。

7 選考結果の通知

選考実施後2週間以内をめどに、受験者に対し結果通知書を郵送します。
なお、電話での可否に関する問合せにはお答えできません。

8 身分及び採用までの手続き

- (1) 選考の結果、合格者を外国人児童生徒支援員採用候補者名簿に登録します。登録の有効期間は、令和9年3月31日までです。
なお、候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。
- (2) 採用候補者名簿に登載直後より採用する方には、別途連絡します。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員(非常勤(会計年度任用職員))として採用されます。

9 勤務の条件等

- (1) 任用期間
採用された日から令和9年3月31日(水)(予定)
- (2) 報酬等
1時間につき2,500円です。別途、通勤に要する経費を支給します。
- (3) 勤務時間等
週当たり15時間以内(1日3時間程度)、年間525時間以内(175回以内)。ただし、勤務を要する日及び勤務時間の割振りは配置校の校長が定めます。

10 注意事項

- (1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でない認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等については、返却いたしません。
- (3) 応募用紙作成の際に、鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- (4) 返信用封筒には、住所、名前を記入してください。住所には、マンション名、号室、〇〇方等まで記入してください。
- (5) 選考会場への電話照会は厳禁とします。
- (6) 上記の勤務条件等に変更されることがあります。また、議会にて予算の承認が得られない場合は採用しない場合があります。
- (7) 本事業は国庫補助金を活用しているため、大阪府への配分額の影響等により総勤務時間数が予定より少なくなる場合があります。また、国庫補助金の内定の時期によっては、採用開始時期が遅れることがあります。

参考

地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注 地方公務員法第 16 条第 1 号について、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者、②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく 10 年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

《問い合わせ先》

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 進路支援グループ

電話番号：06-6944-6889

メールアドレス：shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp